

岐阜県公報

第 千 九 百 二 十 四 号
平 成 二 十 年 二 月 二 十 六 日
(火曜日)

目 次

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知	(治 山 課 一三三
道路の区域変更	(道路維持課 一三六
道路の供用開始	(同 一三七
土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課 一三八
土砂災害特別警戒区域の指定	(同 一四〇
岐阜都市計画道路事業の変更認可	(街路公園課 一四三
公 示	
県営土地改良事業の変更計画の決定	(農地計画課 一四三
県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等	(同 一四三
土地改良事業の工事の完了	(同 一四四

告 示

岐阜県告示第百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 保安林予定森林の所在場所
高山市高根町中洞字南中之谷九八二の一九、九八二の三六
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施設要件
 - 立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。
 - 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年二月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

保安林予定森林の所在場所

高山市莊川町惣則字宮ヶ谷三四五の一、三四六の一、三四七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年二月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

保安林予定森林の所在場所

中津川市田瀬字下田瀬上三三七の六、二四七の一、二四七の二、二四七の四、二四七の六、二四八の一、二四九の七、二四九の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年二月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

保安林予定森林の所在場所

中津川市付知町字白谷一三〇四の七、一三〇四の一〇、一三〇四の一五、一三〇四の一八から一三〇四の二〇まで、一三〇四の四〇、一三〇四の九一、一三〇四の一二四、一三〇四の一二六から一三〇四の一二八まで、一三〇四の二三九、一三〇四の二四八、一三〇四の二五二、一三〇四の二五四、一三〇八の一、一三〇八の二、一三三〇の一、一三〇四の六三・一三〇四の二六四（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）・字外ケ洞一三三六の二一、一三三六の二二五、一三三六の一二六、一三三六の二三三、一三三六の二三五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所
瑞浪市釜戸町字論栃三三九二の一

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所
恵那市串原字中山三九一四の三一、三九一四の三四、三九一四の三六から三九一四の三九まで、三九一四の四五から三九一四の五一まで、三九一四の五九から三九一四の六一まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市大和町剣字矢田平二〇二七の一、二〇二七の三から二〇二七の九まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市萩原町尾崎字クナ洞三三八五の二四

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市御殿野字下り谷二九一の二四から二九一の二六まで、二九一の三〇、二九一の三四から二九一の三八まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年二月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一般道	道の種類
百五十七号	路線名
本巣市根尾門脇字片歩岐 六三〇番二地先から 同市根尾越卒字竹野上 六九五番一地先まで	区間
後	前
二・三 八・〇	三・〇 六・五
一九五・〇	一九五・〇
	延長 ル(メートル)
	備考

岐阜県告示第百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年二月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

県道		道の種類
美江寺線 西結		路線名
瑞穂市牛宮下三七〇番地一先から 同市同字同三七〇番地四先まで		区間
後	前	区域変更 別前後
三・〇	九・一	敷地の幅員 (メートル)
五・〇	五・〇	延長 (メートル)
		備考

岐阜県告示第百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年二月二十六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十六日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

県道	道の種類
市内之倉津線	路線名
多治見市三の倉町大美山一八番三 地先から 同市同 一地区 先まで 町同 五	区間
一五・五	延長 (メートル)
平成 三・二六	供用開始 の期日
平成 三〇・二八	備考 (区域) 決定又は 変更の告 示年月日 ほか

岐阜県告示第百二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年二月二十六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十六日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

道の種類	路線名	区間	変更に 前後別	敷地の 員（メ ール）	延長 （メ ール）	備考
------	-----	----	------------	-------------------	-----------------	----

県道	
河神 合岡線	
飛騨市古川町太字久保 田一六五四番地先から 同市同町同上番 場一六〇五番二地先まで	
後	前
一三・〇 一五・六	九・九 一三・九
六三・三	六三・三

岐阜県告示第百三十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
菩堤 1	不破郡垂井町岩手 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊
西福	不破郡垂井町岩手 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊
宮ノ前 1	不破郡垂井町岩手 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊
西大石	不破郡垂井町大石 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊
梅谷 1	不破郡垂井町梅谷 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊
梅谷 2	不破郡垂井町梅谷 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊
市之尾 1	不破郡垂井町市之尾 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊

東山 1	不破郡垂井町岩手 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊
東山 2	不破郡垂井町岩手 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊
西屋敷	不破郡垂井町敷原 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊
菩堤 2	不破郡垂井町岩手 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊
東谷 2	不破郡垂井町大滝 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊
岡田	不破郡垂井町府中 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊
東谷 1	不破郡垂井町大滝 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊
敷原 1	不破郡垂井町敷原 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊
西脇 1	不破郡垂井町大石 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊
西脇 2	不破郡垂井町大石 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊
谷 1	不破郡垂井町岩手 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊
谷 2	不破郡垂井町岩手 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊
上之海道	不破郡垂井町大滝 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊
南之谷	不破郡垂井町梅谷 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊
堂谷	不破郡垂井町岩手 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊
宮ノ崎	不破郡垂井町伊吹 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊

伊吹2	伊吹1	菩提3	峯	宮ノ前2	平尾2	平尾1	梅谷6	梅谷5	梅谷4	梅谷3	市之尾2	敷原2	府中	西脇3
不破郡垂井町伊吹 (次の図に示すとおりとする。)	不破郡垂井町伊吹 (次の図に示すとおりとする。)	不破郡垂井町岩手 (次の図に示すとおりとする。)	不破郡垂井町宮代 (次の図に示すとおりとする。)	不破郡垂井町岩手 (次の図に示すとおりとする。)	不破郡垂井町平尾 (次の図に示すとおりとする。)	不破郡垂井町平尾 (次の図に示すとおりとする。)	不破郡垂井町梅谷 (次の図に示すとおりとする。)	不破郡垂井町梅谷 (次の図に示すとおりとする。)	不破郡垂井町梅谷 (次の図に示すとおりとする。)	不破郡垂井町梅谷 (次の図に示すとおりとする。)	不破郡垂井町市之尾 (次の図に示すとおりとする。)	不破郡垂井町府中 (次の図に示すとおりとする。)	不破郡垂井町府中 (次の図に示すとおりとする。)	不破郡垂井町大石 (次の図に示すとおりとする。)
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
西山川	西脇川	コユリ谷	ハジカミ川	百合谷	栃谷	空気谷	堂谷	ミヨウジヨウ谷	四ムネ谷	久保川	大石	野田	伊吹4	伊吹3
不破郡垂井町大石 (次の図に示すとおりとする。)	不破郡垂井町大石 (次の図に示すとおりとする。)	不破郡垂井町岩手 (次の図に示すとおりとする。)	不破郡垂井町岩手 (次の図に示すとおりとする。)	不破郡垂井町岩手 (次の図に示すとおりとする。)	不破郡垂井町岩手 (次の図に示すとおりとする。)	不破郡垂井町岩手 (次の図に示すとおりとする。)	不破郡垂井町岩手 (次の図に示すとおりとする。)	不破郡垂井町岩手 (次の図に示すとおりとする。)	不破郡垂井町岩手 (次の図に示すとおりとする。)	不破郡垂井町岩手 (次の図に示すとおりとする。)	不破郡垂井町大石 (次の図に示すとおりとする。)	不破郡垂井町垂井 (次の図に示すとおりとする。)	不破郡垂井町伊吹 (次の図に示すとおりとする。)	不破郡垂井町伊吹 (次の図に示すとおりとする。)
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

桜谷	不破郡垂井町大石 (次の図に示すとおりとする。)	土石流
大谷川	不破郡垂井町宮代 (次の図に示すとおりとする。)	土石流
中谷川	不破郡垂井町梅谷 (次の図に示すとおりとする。)	土石流
裏谷川	不破郡垂井町梅谷 (次の図に示すとおりとする。)	土石流
西谷川	不破郡垂井町梅谷 (次の図に示すとおりとする。)	土石流
寺川	不破郡垂井町敷原 (次の図に示すとおりとする。)	土石流
新道	不破郡垂井町敷原 (次の図に示すとおりとする。)	土石流
東谷川	不破郡垂井町敷原 (次の図に示すとおりとする。)	土石流
敷原谷	不破郡垂井町敷原 (次の図に示すとおりとする。)	土石流
山田川	不破郡垂井町宮代 (次の図に示すとおりとする。)	土石流
笹石子川	不破郡垂井町宮代 (次の図に示すとおりとする。)	土石流
御前谷川	不破郡垂井町宮代 (次の図に示すとおりとする。)	土石流
百合戸	不破郡垂井町宮代 (次の図に示すとおりとする。)	土石流
南森下谷	不破郡垂井町宮代 (次の図に示すとおりとする。)	土石流
柚ノ木川	不破郡垂井町宮代 (次の図に示すとおりとする。)	土石流

境野川	不破郡垂井町宮代 (次の図に示すとおりとする。)	土石流
菩提田谷	不破郡垂井町岩手 (次の図に示すとおりとする。)	土石流
サンマイ谷	不破郡垂井町岩手 (次の図に示すとおりとする。)	土石流
船ヶ谷	不破郡垂井町岩手 (次の図に示すとおりとする。)	土石流
日守川	不破郡垂井町垂井 (次の図に示すとおりとする。)	土石流
ワラビ谷	不破郡垂井町伊吹 (次の図に示すとおりとする。)	土石流
馬川	不破郡垂井町伊吹 (次の図に示すとおりとする。)	土石流
野田谷	不破郡垂井町垂井 (次の図に示すとおりとする。)	土石流
金地川	不破郡垂井町梅谷 (次の図に示すとおりとする。)	土石流
オンナ谷	不破郡垂井町宮代 (次の図に示すとおりとする。)	土石流
へび谷	不破郡垂井町宮代 (次の図に示すとおりとする。)	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課及び岐阜県大垣土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百三十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
菅堤1	不破郡垂井町岩手 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおりとする。
西福	不破郡垂井町岩手 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおりとする。
宮ノ前1	不破郡垂井町岩手 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおりとする。
西大石	不破郡垂井町大石 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおりとする。
梅谷1	不破郡垂井町梅谷 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおりとする。
梅谷2	不破郡垂井町梅谷 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおりとする。
東山1	不破郡垂井町岩手 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおりとする。
東山2	不破郡垂井町岩手 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおりとする。
西屋敷	不破郡垂井町敷原 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおりとする。
菅堤2	不破郡垂井町岩手 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおりとする。
東谷2	不破郡垂井町大滝 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおりとする。
岡田	不破郡垂井町府中 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおりとする。
東谷1	不破郡垂井町大滝 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおりとする。
敷原1	不破郡垂井町敷原 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおりとする。
西脇1	不破郡垂井町大石 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおりとする。
西脇2	不破郡垂井町大石 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおりとする。
谷1	不破郡垂井町岩手 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおりとする。
谷2	不破郡垂井町岩手 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおりとする。
上之海道	不破郡垂井町大滝 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおりとする。
南之谷	不破郡垂井町梅谷 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおりとする。
堂谷	不破郡垂井町岩手 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおりとする。
宮ノ崎	不破郡垂井町伊吹 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおりとする。
西脇3	不破郡垂井町大石 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおりとする。
府中	不破郡垂井町府中 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおりとする。
敷原2	不破郡垂井町府中 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおりとする。
市之尾2	不破郡垂井町市之尾 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおりとする。
梅谷3	不破郡垂井町梅谷 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおりとする。
梅谷4	不破郡垂井町梅谷 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおりとする。

百合谷	不破郡垂井町岩手 (次の図に示すとおりとする。)	土石流	次の図に示すとおりとする。
栃谷	不破郡垂井町岩手 (次の図に示すとおりとする。)	土石流	次の図に示すとおりとする。
大石	不破郡垂井町大石 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおりとする。
野田	不破郡垂井町垂井 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおりとする。
伊吹4	不破郡垂井町伊吹 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおりとする。
伊吹3	不破郡垂井町伊吹 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおりとする。
伊吹2	不破郡垂井町伊吹 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおりとする。
伊吹1	不破郡垂井町伊吹 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおりとする。
菩堤3	不破郡垂井町岩手 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおりとする。
峯	不破郡垂井町宮代 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおりとする。
宮ノ前2	不破郡垂井町岩手 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおりとする。
平尾2	不破郡垂井町平尾 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおりとする。
平尾1	不破郡垂井町平尾 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおりとする。
梅谷6	不破郡垂井町梅谷 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおりとする。
梅谷5	不破郡垂井町梅谷 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおりとする。

ハジカミ川	不破郡垂井町岩手 (次の図に示すとおりとする。)	土石流	次の図に示すとおりとする。
コユリ谷	不破郡垂井町岩手 (次の図に示すとおりとする。)	土石流	次の図に示すとおりとする。
西脇川	不破郡垂井町大石 (次の図に示すとおりとする。)	土石流	次の図に示すとおりとする。
西山川	不破郡垂井町大石 (次の図に示すとおりとする。)	土石流	次の図に示すとおりとする。
大谷川	不破郡垂井町宮代 (次の図に示すとおりとする。)	土石流	次の図に示すとおりとする。
裏谷川	不破郡垂井町梅谷 (次の図に示すとおりとする。)	土石流	次の図に示すとおりとする。
西谷川	不破郡垂井町梅谷 (次の図に示すとおりとする。)	土石流	次の図に示すとおりとする。
敷原谷	不破郡垂井町敷原 (次の図に示すとおりとする。)	土石流	次の図に示すとおりとする。
山田川	不破郡垂井町宮代 (次の図に示すとおりとする。)	土石流	次の図に示すとおりとする。
笹石子川	不破郡垂井町宮代 (次の図に示すとおりとする。)	土石流	次の図に示すとおりとする。
百合戸	不破郡垂井町宮代 (次の図に示すとおりとする。)	土石流	次の図に示すとおりとする。
南森下谷	不破郡垂井町宮代 (次の図に示すとおりとする。)	土石流	次の図に示すとおりとする。
柚ノ木川	不破郡垂井町宮代 (次の図に示すとおりとする。)	土石流	次の図に示すとおりとする。
境野川	不破郡垂井町宮代 (次の図に示すとおりとする。)	土石流	次の図に示すとおりとする。
菩堤田谷	不破郡垂井町岩手 (次の図に示すとおりとする。)	土石流	次の図に示すとおりとする。
船ヶ谷	不破郡垂井町岩手 (次の図に示すとおりとする。)	土石流	次の図に示すとおりとする。

ワラビ谷	不破郡垂井町伊吹 (次の図に示すとおりとする。)	土石流	次の図に示すと おりとする。
馬川	不破郡垂井町伊吹 (次の図に示すとおりとする。)	土石流	次の図に示すと おりとする。
野田谷	不破郡垂井町垂井 (次の図に示すとおりとする。)	土石流	次の図に示すと おりとする。
金地川	不破郡垂井町梅谷 (次の図に示すとおりとする。)	土石流	次の図に示すと おりとする。
オンナ谷	不破郡垂井町宮代 (次の図に示すとおりとする。)	土石流	次の図に示すと おりとする。
へび谷	不破郡垂井町宮代 (次の図に示すとおりとする。)	土石流	次の図に示すと おりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課及び岐阜県大垣土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、岐阜都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

岐阜市

二 都市計画事業の種類及び名称

平成十年岐阜県告示第四百二十七号 岐阜都市計画道路事業 三・三・七十四号水

野町線及び三・六・五十六号新本町市橋線

三 事業施行期間

平成十年六月十六日から

同 二十五年三月三十一日まで
四 事業地

収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

公 示

。県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
鵜 沼 地 区	各 務 原 市 役 所	平成二〇・二・二六から 同 三・二六まで

。県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第四項の規定により次の県営土地改良事業計画の変更についてその概要等を下呂市長と協議したので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
----------	---------	---------

南飛驒萩原地区	下呂市役所萩原庁舎前 揭示場	平成二〇・ 二二・二六から 三・二六まで
---------	-------------------	----------------------------

○県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第四項の規定により次の県営土地改良事業計画の変更についてその概要等を下呂市長と協議したので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
小坂地区	下呂市小坂振興事務所 前揭示場	平成二〇・ 二二・二六から 三・二六まで

○土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
県営ため池等整備事業	川西北部地区	平成一九・一一・二二

平成二十年二月二十六日印刷
平成二十年二月二十六日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯 尾 寛
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐 阜 文 芸 社
定価 一 千 四 百 〇 〇 円（送料共）（消費税二、二八六円を含む。）